

総行マ第64号
令和5年4月19日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長
(公 印 省 略)

マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告等について

平素よりマイナンバーカードの普及の促進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードの円滑な交付については、「マイナンバーカード交付円滑化計画の再改訂について」（令和3年12月9日付け総行マ第60号）に基づき、各市町村（特別区含む。以下同じ。）においてマイナンバーカード交付円滑化計画を再改訂の上、交付体制の整備や普及促進に計画的に取り組んでいただくとともに、「マイナンバーカード交付円滑化計画の提出について（依頼）」（令和元年9月11日閣副第399号・総行住第87号・総行情第50号）に基づき実績を、「マイナンバーカードの普及促進に向けた交付円滑化計画のフォローアップの強化について」（令和4年5月20日総行マ第46号）に基づき申請促進等の取組状況を毎月報告いただいているところです。

マイナンバーカード交付円滑化計画の実績報告は、令和5年3月分を最終報告としておりますが、マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が間近となった令和5年2月末に申請が急増したことや、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化のため、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指し、マイナンバーカードの取得の推進に取り組むこととされていること等を踏まえ、各市町村において、マイナンバーカードの円滑な交付を図る観点から、その状況について正確に把握することができるよう、下記のとおり項目を見直しの上、当分の間、報告いただくこととしますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

また、報告事項は交付状況等を踏まえ、見直しを行う場合がありますので、ご承知おきください。

各都道府県におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を含む市町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- (1) 報告事項
 - ・【本表 2】 交付枚数・体制整備の実績
 - ・【付表 2】 マイナンバーカード交付状況
 - ・【別添様式①】 市区町村における申請促進の取組状況
 - ・【別添様式②】 窓口におけるマイナンバーカードの「交付」に係る混雑状況について
- (2) 提出期限
翌月の 10 日までに報告いただくこと
- (3) 提出方法
 - ・【本表 2】 及び【付表 2】 は、都道府県ごとに、域内の指定都市を含む市町村に周知いただき、市町村分の回答を取りまとめの上、電子メールにて、当室 (juki@soumu.go.jp) 宛て提出すること
 - ・【別添様式①】 及び【別添様式②】 は、調査・照会（一斉照会）システムを活用し、市町村から直接回答いただくこと

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室

担 当：井上係長、坪田官

電 話：03-5253-5366（直通）

メール：juki@soumu.go.jp